平 成 28 年 度

流山市国民健康保険実施計画

流山市 市民生活部 国保年金課

		事	項	別	実		施	計	画					NO	
事	項	内]	容		新規• 継続	担当	係	<u>主</u> 事	<u>な事</u> 項	<u>業</u> 詳		<u>色</u>	予 法	定 - 期
1 適用·適 (1)適用·適	適正化対策の推進 適正化調査	と思われる方々 認定が可能と の適正化を図	や、他の健康を 思われる方に る他、未適用を 加入遅延者に	ち、重複加入し 保険の扶養者と 対して通知をし 者について完全 対し、広報等に る。	して 、資格 ≧遡及	継続	国保賦課	給付係	・市広報組 ・対象者へ	への掲載 の通知				11) 12)	F .
(2)退職被 る適用	保険者に対す	受給者一覧表 確保するととも	に基づき、対 に、届出を忘 、被扶養者取	から提供される 象者の適正な转 れている被保修 得届出用紙を設 努める。	執行を 食者に	継続	国保賦課	給付係	・市広報組・対象者へ	への掲載 の通知				8月 7•9•1	
(3)未申告	· 者対策	所得把握のが者の解消を図		告書を送付し、タ	未申告	継続	国保賦課:		•国保課独	による文書 ⁴ 1自の文書催 1への所得照	告			7月 6月 随 「	
	5明者にかかる実 資格喪失処理	取扱要領」に基	いった、収納指	う資格喪失確認 計導員による実施 電末梢を依頼す	態調査	継続	国保賦課国保収(市民	納係	·居所不明	被保険者の	資格喪	失処理		通	年
(5)2重加。	入者の職権消除	に基づき、勤務 複加入の可能	8先へ社会保 性のある方に 一定期間回復	で資格喪失事務 検調査を実施し ついて、喪失手 答の無い方につ させる。	、重 ≒続の	継続	国保賦課	給付係	・対象者へ ・勤務先へ					通生	Ę.

	事	項	別	実		施		計	Ţ	画					١	10 2
事 項	内	3	容		新規• 継続	1	担 当	係	主事	な	事 項	業詳	実が細	色 ▮	予宝	定 施時期
2 保険料の収納率向上 対策の推進 (1)滞納整理計画の策定	的な実施方法	、実施体制等を作成し、収	票達成のための を明記した平原 納率向上に向い く。	戈28年	継続	国	保 収	納係	· 平成28 弱 網	3年度』 1年分 2越分	又納率目 92.	標 00% 00%	πш			·月~
(2)滞納世帯の実態分析			納指導員区域別 納者分析」を行		継続	国	保 収	納係	・分析結 対策を相			点を把	握し、効果	的	8	3月~
(3)徴収体制の強化	地区担当、大総合的に滞納		債権対策室を含 引む。	含め、	継続	国	保 収	納係	·国保年 滞納整理	納員の 金課と 理を実施	配置を して継続 をする。	要望する ・徹底し			2	∤月~
(4)納期内納付の推進	替制度の推進	を図る。特にこの座振替を	率が最も高いに 、新規加入者に 勧める等、重点	対し	継続				•市広報)啓発		随	時
(5)被保険者指導の徹底	明書を発行する	ることで、滞れ と 持つことで初	被保険者証や 救者との未接触 な保険者の状況 	を解消	継続	国	保 収	納係	·短期被 ·休日納 ·収納指 ·夜間電	保険者 付相談 話催告 に見合	f証、資格 é会の開 ^f よる臨戸 f	各証明書 催(年2년 亨納付指 う納額に	‡の発行 回) 貨導 □対して来♪		4 通	2、3、6月 · 9月 i 年 12月

項 別 実 施 計 画 NO 3

	事 項 別		<u>施 計</u>	画	NO 3
事項	内	容	担 当 係		実 施 予 定
		- 継続		事 項 詳	細 実施時期
(6)滞納処分の強化	滞納者個々の生計状況を掌握し 者に対しては、保険制度の秩序及 つ意味からも、滞納処分の実施を行	び公平性を保	国保収納係	・悪質な滞納者の財産や収入状況滞納処分を実施する。	を調査し 随 時
(7)年金受給者からの特別 徴収	国民健康保険被保険者全員が6 未満の世帯の世帯主が、一定の要いる場合、年金から保険料を天引 収を開始する。	件を満たして	国保賦課給付係 国 保 収 納 係		12月 2月 5 1回当たり カ月に1回
(8)納付環境の整備	納付義務者の利便性を図るため い環境の整備を図る。	、納付しやすと継続新規	国 保収納 係	・口座振替制度の推進を引続き実もに原則化(要綱制定など)を検討・クレジットカードでの納付を検討す	する。 通年
(9)職員の資質・意欲の 向上 3 医療費適正化対策の	職員及び収納指導員の研修、啓 質の向上を図る。	発を通して資業続	国 保収納 係	・収納実績の評価及び収納率向上の研修 ・滞納処分の実務(差押から換価) 研修 ・係内ミーティングを適宜に実施す	に関する
世 推進					
(1)レセプト点検の充実	職員の配置及び職員研修等の受 層の点検事務の充実を図る。	・ 講により、一 継続	国保賦課給付係	・連合会によるレセプト点検職員研し、点検事務の充実強化を図る。	T修に参加 7~11月 (年1回)
(2)医療費通知	総医療費の額等を被保険者に周より、保険制度の理解を求め、医療 資する。		国保賦課給付係	・受診者氏名、診療年月、診療区が 医療費総額、医療機関名を表示	
(3)ジェネリック医薬品使用 促進通知	被保険者が服用する先発医薬品 医薬品へ切り替えた際の経済的負 具体的に示し通知する。		国保賦課給付係	・受診者氏名、ジェネリック医薬品等 ・ジェネリック医薬品の使用を奨励 のPRを印刷したカードケースを配	(年2回) するため 通 年

事 項 別 実 施 計 画 NO 4

_			争	埧	別	美	Ji	也	計	Щ						NO	-
	事	項	内		容	新規 継続		担当	係	主事	な	事 項	業詳	実細	施	予 実施	定 時期
	(4)医療費デー 整備・活用	タベースの	国保連合会で 活用。	で作成している	医療費分析資料			国保賦課給	计係	•疾病傾向医療費適				•		<u>随</u>	
	(5)第三者行為 保険法第649 の実施				び点数により第3 ついて抽出。	三者 継続	Ē	国保賦課給		・国保連合院からの記				険者及び	が病	随	時
	(6)療養費の適	i正化	柔道整復に通 査を実施し、通		食者にアンケート はする。	調総制	Ē	国保賦課給		国保総合 し、アンケ 費の適正・	ートに	より受診				11	月
	(7)保険者間調	整		者を介さず、	当利得の返還に 直接保険者間で	継続	Ē	国保賦課給		被保険者に返還金のを図るために調整する。	手続き り、医症	を、被保	険者の	負担の	軽減	通	年
	4 保健事業の (1)人間ドック及 成事業の実施	び脳ドック助	人間ドック・脳 保険者の健康(業の実施により、 こ資する。	被 継続	Ē	国保賦課給	6付係	人間ドック	ク及び	脳ドック	利用助	成		通	年
	(2)あんま・はり の実施	J等助成事業	あんま・マッサ 付し、医療費の		利用者に助成金を 「る。	· 交 / 継続	Ē	国保賦課給	计係	・あんま・1	まり等	施設利用	則成			通	年
	(3)「健康を支え による健康推:		活習慣病をはし	じめとする疾病 生活に視点を	を抑制するため、 i予防・重篤化予 置いた、「健康を	防を	ē	国保賦課給	6付係	「健康を支 び各種講					習及	随	時

項 別 実 施 計 事 画 新規· 施 担当係 事 容 項 継続 実施時期 (4)特定健康診査・特定保健 継続 高齢者の医療の確保に関する法律により、40 国保賦課給付係 6~8月 ・4月1日を基準日として、国民健康保険被保 指導 健康増進課 歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健 険者のうち、40歳以上75歳未満の方に利用 指導が各保険者に義務付けられ、適切な医療費 券を発行して、医師会を通じて契約した実施 の確保を図り、医療費の適正化を推進するため、 機関において、特定健康診査を実施する。 生活習慣病の予防を目的として実施する。 特定保健指導は、健診を受けた方のうち保 また、第2期実施計画に基づき、更なる受診率 通 年 の向上を目指す。 健指導をする必要のある方に対して、動機付 |け支援や積極的支援を行い、医療費の適正 化に努める。 第2期実施計画に基づき、平成29年度まで 诵 年 |の国が示す特定健康診査及び特定保健指 導の受診率目標値60%に向け、事業実施 部門の健康増進課及び医師会と協議を行 い、具体策を実施する。 通 年 (5)データヘルス計画の実 平成27年度に作成した医療情報を活用して、地 新規 国保賦課給付係 主に健康増進課の保健師等の訪問指導に 域の特性にあった保健事業の計画である「データ 健康増進課 より、40歳から50歳代の被保険者の①特定 ヘルス計画」に基づく事業を実施する。 健診受診率向上対策、②糖尿重症化予防対 策をPDCAサイクルにそって実施する。 5 その他 ①適正な保険料の検討 継続 国保賦課給付係・国保財政の健全化を目指し、適正な賦課と 国保収納係 ともに収納対策を検討する。 保険料については、県単位化に向けた国保 の財政運営の仕組等の情報を注視し、適正 涌 年 な対応を検討する。 ②千葉県市長会や国保連合会を通じて、国保制 継続 国保賦課給付係 ・地方単独事業を実施した場合の、国庫負担 度運営上の問題点や改善点等について、国に要 国保収納係 金及び調整交付金の減額措置の廃止を要 望する。 通 年 継続 後期高齢者医療制度の財源確保を要望。 新規 県単位化に向けた準備事務に係る経費を 国の全額負担を要望。 ③マイナンバー制度導入準備を行う。 継続 国保賦課給付係 平成29年7月から他自治体等とのマイナン 年 国 保収納 係 バーに係る情報連携の開始に伴い、データ 通 連携を行うためのシステム改修を行う。

 事 項 別 実 施 計 画
 NO 6

		NO 6
事 項 内 容 新規・ 担 当 係 <u>主 な</u>	事業実施	予 定
		実施時期
一	国民健康保険の広域化計し、国民健康保険の資格に携することに伴い、データシステム改修を行う。	実施時期